

(案)

令和8年度 鹿骨地域農の風景育成地区の 区域拡大に向けた検討業務委託

委託仕様書

第1章 総則

1 適用

委託仕様書(以下、「仕様書」という)は、本業務の委託に適用する。

2 用語の定義

本仕様書における用語は、東京都財務局の設計業務委託仕様書(令和8年4月1日改正)「2.2 用語の定義」を準用するものとし、「東京都」の記載は「江戸川区」と読み替えるものとする。

3 業務の範囲

本業務の範囲は、別紙1の「区域図」に示す範囲とする。

4 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約の締結日から令和9年3月19日までとする。

5 管理技術者等

- (1) 受託者は、代理人、管理技術者、主担当技術者を定め、都市開発部都市計画課(以下、「委託者」という。)に通知しなければならない。
- (2) 代理人と管理技術者は兼ねることが出来る。
- (3) 受託者または管理技術者は、監督員の指示により、関連する他の業務の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

6 業務履行体制

受託者は、プロポーザル方式により提案された履行体制により本業務を履行する。

7 提出書類

- (1) 受託者は、本仕様書で別に定めがある場合を除き、監督員の指示する日までに、以下の書類の整備を完了し、委託者へ提出する。

(案)

- ① 委託着手届
 - ② 代理人、管理技術者及び主担当技術者通知書
 - ③ 身分証明書発行申請書
 - ④ 完了届
 - ⑤ 納品書
 - ⑥ その他、監督員の指示するもの
- (2) 様式は受注者等提出書類処理基準（令和8年4月江戸川区土木部）によるものとし、委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員がその様式を指示した場合は、これによる。

8 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を監督員へ提出し、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 業務計画書の記載事項は、次のとおりとする。
- ① 業務概要
 - ② 業務実施方針・方法
 - ③ 業務工程計画
 - ④ 業務実施体制
 - ⑤ その他、監督員の指示する事項

9 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者へ漏らしてはならない。
上記について、違反または怠った場合は、江戸川区は当該事実を公表でき、受託者の当該違反または懈怠に起因する損害は、受託者とその賠償の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく成果物(未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧、貸与または譲渡してはならない。

10 個人情報の保護

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、すべて江戸川区の個人情報であり、江戸川区の許可なく複写、複製または第三者へ提供してはならない。

11 資料の貸与及び返却

- (1) 受託者は、本業務に必要な資料、基準等で委託者が貸与可能と判断したもの(以下、「貸出資料」という。)について、委託者から借り受けることができる。
- (2) 受託者は、貸出資料を注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失または損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め、もしくは原状に復し返還し、ま

(案)

たはこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- (3) 受託者は、業務完了時に委託者へ貸出資料を返却しなければならない。

12 再委託

- (1) 受託者は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理(委託契約書第 12 条に定める「主要な部分」)については、これを再委託することはできない。
- (2) 受託者は、簡易な業務を除く業務の一部を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、協力会社が江戸川区の競争入札参加有資格である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (3) 受託者が再委託をするときは、予め協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、協力会社に対し、業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

13 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接に連絡をとらなければならない。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて監督員へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。また、その内容については、その都度、受託者が書面(打合せ議事録)に記録し、監督員に提出するものとする。
- (3) 受託者は、監督員から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

14 関連法令、条例等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連法令、条例等を遵守しなければならない。

15 業務の成果

成果の内容については、本仕様書「第 2 章 業務内容」によるものとする。

16 検査

- (1) 本業務完了後、受託者は委託者に対して完了届、特記事項に定める委託に係る書類を提出するものとする。また、検査日等の通知があった場合は、その検査に立ち会わなければならない。
- (2) 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- ① 成果品の検査
 - ② 業務管理状況の検査(業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。)

(案)

第 2 章 業務内容

1 業務の目的

鹿骨地域（以下、「本地域」という。（別紙 1）区域図参照）は、農の風景を区民との協働により保全・育成していく為、令和 5 年 4 月に東京都から「農の風景育成地区」の指定を受けた。本業務は、本地域において地域の魅力を活かしたまちづくりを更に推進するため「農の風景育成地区」の区域拡大を目指して下記業務内容を実施の上、地区指定に必要な資料を作成することを目的とする。

2 業務内容

下記 (6) に示す区域拡大の検討並びに必要な資料の作成にあたって、(1) から (5) までの業務を実施の上、本地域周辺の住民や営農者への意識啓発並びに意向を確認し、その状況を反映することとする。

(1) 区域拡大を見据えた機運の醸成及び取組みや魅力の発信

- ・ まちづくりニュースを発行し、地区内及び周辺への配布（約 12,000 世帯へ 2 回程度）
- ・ 令和 7 年度に構築した情報発信用 Web サイトの運営
- ・ Instagram・LINE 等を活用した情報発信（週 1 回程度の定期的な更新）
- ・ 各種地域イベントへの参加（2 回程度）
- ・ 営農者を対象としたリーフレット（農地保全の支援や制度・施策、先進事例の紹介等を記載）の作成（A4 判両面カラー 300 部程度 1 回）

(2) 勉強会等の取組み支援

- ・ 専門家による講習会や勉強会、事例視察等の実施（2 回程度）
※バスの借り上げ費用は 2 回まで区が負担

(3) 展開プログラムの作成及び実施

- ・ 鹿骨地域農の風景育成地区 農の風景育成計画書内の「ワークショップによるアイデア集 100！」について、他の事例や実現性を基に精査し、取組み案として 2 案程度取りまとめる
- ・ 展開プログラムを実施（1 回以上）

(4) ししぼね寺マルシェの実施支援について（11 月頃実施予定）

- ・ マルシェの運営・準備支援
- ・ マルシェ開催案内の作成・周知（チラシの配布・町会掲示板にポスターの掲示依頼など 10,000 部を想定）

(案)

(5) 本地域周辺の行政財産等の活用

- ・ 鹿骨一丁目第三公園の畑部分で野菜作りをテーマに意識啓発となる活動を企画するとともに野菜苗や資材等を準備の上、実施をする（月2回程度）
- ・ 鹿骨四丁目ひろば内の花壇で花をテーマに意識啓発となる活動を企画するとともに、花苗や資材等を準備の上、実施をする（年3回程度）

(6) 農の風景育成地区の区域拡大の検討

- ・ 鹿骨四丁目ひろばやその周辺に点在する地域資源の状況を踏まえて、区域を拡大することで得られる効果や課題について検討の上、東京都の「農の風景育成地区指定運営要綱（23都市政緑第188号平成23年7月15日）」による育成地区の指定に係る申請図書案を作成する

(7) 区との打ち合わせ等

- ・ 区指定の場所（オンライン含む）において、月2回程度行う。
- ・ 圓勝院（鹿骨1-25-23）で開催される「鹿骨サーキュラーベース」に出席の上、地域と協働によるまちづくりを支援し、地域の状況を把握する（月1回程度）

(8) その他必要とされる事項

3 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従うこと。

4 提出形式

- (1) 「2 業務内容」に挙げる業務に関する記録、打合せ記録の電子ファイル
(※PDF及び編集可能なWordまたはExcelまたはIllustrator形式にて提出)
- (2) その他必要に応じて作成したもの
(※GISデータを作成した場合はshp形式、CADデータを作成した場合はjww形式にて提出)

5 成果品

本業務において受託者が提出すべき成果品は以下のとおりとする。

- ① 業務報告書製本（A4版） 3部
- ② 電子データ一式（CD-RもしくはDVD-Rメディア） 3枚

6 その他

本仕様書に規程のない事項や疑義が生じた場合については、別途委託者と協議のうえ決定すること。

(案)

別紙1 区域図

鹿骨地域農の風景育成地区区域図

町丁目：鹿骨一丁目

鹿骨二丁目1～5番及び12～17番

鹿骨三丁目1番及び4番～15番

鹿骨四丁目1～9番及び16～30番

鹿骨五丁目1～20番及び32～36番

鹿骨六丁目1～6番及び8～9番

新堀一丁目6番及び36～37番

面積：約90.5ha

